

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和5年7月31日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

(1) 物品・委託役務の名称	令和5年度特定健診受診率向上対策業務
(2) 物品・委託役務管理番号	13050031
(3) 物品委託役務内容	効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析及び発送業務を行うもの。
(4) 納入・履行期間	契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで
(5) 納入・履行（就業）場所	受注者の指定する施設または医療保健課
(6) 予定価格	落札後公表
(7) 最低制限価格	なし
(8) 入札方式	一般競争入札
(9) 入札区分	紙入札
(10) 使用する契約約款	業務委託契約約款（成果物の製造）
(11) 契約種別	複数単価契約
(12) 収入印紙	要

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	調査・計画>各種行政計画・調査等
イ	法令等による登録等	次のいずれか ・一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「JIPDEC」という。）からプライバシーマークの付与を受けていること。 ・JIPDECから認定を受けた認証機関による情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証を取得していること。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあつては登記されている本店とし、個人事業者にあつては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	問わないものとする。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「複数単価契約入札書（令和5年7月31日公告・令和5年度特定受診率向上対策業務）」とする。
- 消費税に係る課税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない1銭（0.01円）以上の額とし、有効桁数は小数第2位とする。また、「単価」の欄の記載金額を契約単価とする。
- 消費税に係る免税事業者にあつては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の110分の100に相当する1銭（0.01円）以上の額とし、有効桁数は小数第2位とする。ただし、当該金額の10パーセントに相当する額（当該額に小数第2位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を加算した金額を契約単価とする。
- 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載するものとする。ただし、計算した額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載するものとする。
- 上記(1)～(5)によらない入札書は、その入札を無効とする。

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和5年7月31日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和5年7月31日～ 令和5年8月21日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和5年7月31日～ 令和5年8月7日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 健康福祉部 医療保健課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0936 /ファックス番号 082-422-2416 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和5年8月10日～ 令和5年8月21日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和5年8月17日～ 令和5年8月18日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和5年8月21日 午前11時20分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

令和5年度特定健診受診率向上対策業務仕様書

1 業務名

令和5年度特定健診受診率向上対策業務

2 業務の目的

効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析・発送業務を行い、特定健診の受診率向上につなげる。

3 履行場所

印刷 受注者の指定する施設

納品 医療保健課

4 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日

5 受注者が行う業務

(1) データ分析業務

効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

発注者は以下のデータを広島県国民健康保険団体連合会から受領する。

- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（保健指導情報）ファイル_FKAC165（CSV形式）
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報（横展開））ファイル_FKAC167（CSV形式）
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（受診券情報）ファイル_FKAC161（CSV形式）
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（受診券情報）ファイル（セット券）_FKAC173（CSV形式）
- ・ 被保険者管理台帳_S26_006（国保データベース（KDB）システムから抽出）（CSV形式）
- ・ 外字ファイル（EUDC.tte）
- ・ 特定健診未受診者確認リスト（CSV形式またはExcel形式）

発注者は受領したデータを受注者に渡してアからエの作業を依頼する。

ア 受診勧奨すべき対象者の特定業務

データ分析により、令和5年度健診対象者ごとの健診受診の予測値（受診確率）を算出する等し、受診勧奨すべき対象者を特定する。

イ 受診勧奨対象者の健康意識等の特定業務

アにより特定した受診勧奨すべき対象者について、健康意識等のデータを分析し、受診勧奨への感度が異なるグループに分類する。

ウ 受診勧奨対象者の決定支援業務

ア及びイをもとに、受診勧奨の実施対象人数に応じた受診勧奨すべき対象者を特定するとともに、受診勧奨対象者の決定を支援する。

エ 分析データの納品

当該年度の健診対象者の分析結果を報告書としてまとめ、発注者に納品する。

(2) 受診勧奨業務

データ分析を基に、次により受診勧奨を実施する。

ア 対象者

分析により全健診対象者の中から特定した受診勧奨すべき対象者のうち、発注者が決定した者。

イ 通知書作成

原稿は別紙「令和5年度特定健診受診勧奨通知書原稿(仮)」を参照すること。

項目	内容	備考
規格	仕上寸法150mm×105mm 展開寸法150mm×204mm	仕上寸法の変更は認めるが、変更後の誤差を縦4mm 以内、横2mm 以内に収めること。
数量	上限 20,000件 下限 8,000件	
用紙	上質紙110kg	
加工	先のり圧着はがき(V折型)	・開封を容易にするため、ズラシ折りとすること。(通知書の左側に開封スペースを設ける。)・圧着については、先のり圧着方式で加工すること。
印刷仕様	両面刷り 刷色 表面2色 裏面2色	
校正	有り(3回)	
その他	寸法、重量及びその他の規格並びに様式について、日本郵便株式会社の定める内国郵便約款第22条の要件を満たすこと。	

ウ 印字仕様

受注者は、通知書に対象者データを、発注者が指定する位置に指定する形式で印字する。指定する位置については、別紙「令和5年度特定健診受診勧奨通知書原稿(仮)」を参照すること。

表面(宛名面)

項目	内容	例
氏名	氏□名□様とする(□は全角スペース) 外字あり。 外国名等、文字数の多いものがあるため、枠内に収まるよう工夫すること。	東広島 太郎 様
連番	数字6桁	000001
郵便番号	〒○○○-○○○○(○は半角数字)	〒739-0001
住所	外字あり。 ※「広島県東広島市」は編集・補完すること。	広島県東広島市 西条栄町8番29号
方書	外字あり。	東広島マンション605号
カスタマーバーコード	対象者の住所データをカスタマーバーコードで記載すること(日本郵便株式会社で読み取り可能なもの)。	

エ 通知書の印刷

通知書の印刷は、全て受注者が実施する。

オ 通知書の宛名・住所印字

宛名印字に関しては、漢字又はカナにより行う。なお、住所部分に関して外字対応ができない場合は、空欄で発送対応を行う。

カ 受診勧奨除外対象者の引き抜き

作成した通知書から、発注者提供の受診勧奨除外対象者の情報を基に、受診勧奨除外対象者を引き抜く。なお、受診勧奨除外対象者の情報は、原則発送日の2週間前までの授受とする。

キ 通知書の発送

受診勧奨除外対象者を引き抜いた最終的な受診勧奨対象者に通知書を発送する。

(発注上限数量20,000件、最低数量8,000件)

参考：令和4年度実績 8,910件

※郵便集配局までの配送に係る費用等及び郵便料金は受注者が負担する。

ク サンプル納品

通知書発送後速やかに、10部の通知書サンプルを納品する。

(3) 受診勧奨結果報告業務

受注者は委託期間中、期中及び年度末報告業務を行う。

ア 期中報告業務

(1)に定めるデータ分析の結果について報告書を作成し報告する。

イ 年度末報告業務

受注者は、当該年度4月から1月末時点までの受診者データ等を分析・検証の上、報告書を作成し、当該年度の3月29日までに発注者に提出する。

報告書に記載する結果は、受診勧奨事業実施による受診率の変化等（全体受診率・過去健診経験者受診率・過去健診未経験者受診率を年間及び月別の集計を含む）を踏まえたものとする。

上記効果検証を基に、次年度以降に実施すべき受診勧奨業務の有効な施策について、発注者に提案を行う。

6 履行時期

通知書作成から通知書発送（令和5年11月末まで）

分析データの納品（令和6年3月29日まで）

7 成果品（納入物）

(1) 受診勧奨すべき対象者の特定業務

受注者は健診対象者のリストより作成した受診勧奨すべき対象者リストを提出すること。（令和5年10月31日まで）

(2) サンプルの納品

通知書サンプル10部を納品すること。（令和5年11月1日まで）

(3) 通知書

受注者は、発注者の承諾をもって校了したものを対象者に発送すること。（令和5年11月30日まで）

(4) 効果検証報告書及びデータベース

受注者は、効果検証報告書をWord、分析データはExcelにより、提出すること。(令和6年3月29日まで)

8 その他の特記事項

- (1) 発注者は委託期間中、委託業務の実施状況の把握を行うとともに、事業の推進を支援する。
- (2) データ等の受渡し、データの加工等に必要な機器等の準備、運搬等にかかる費用については、全て受注者の負担とする。
- (3) 発注者から受注者への個人情報を含むデータ等の受渡しについては、漏えい等に係る安全性を確保した方法(LGWAN等)により実施するものとする。なお、発注者から受注者へのデータ等の受渡しについては、発注者及び受注者の責任において実施するものとする。
- (4) 受注者は、提供された発注者の受診勧奨対象者の宛名・住所データに基づき通知書の発送を行う。
- (5) 業務の実施に当たり、業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。契約期間が満了した後及び契約が解除された後も同様とする。
- (6) 業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。
- (7) 業務の実施に当たり受診者の個人情報・業務の履行に関し、作成された入力帳票・カード・フロッピーディスク・磁気テープ・磁気ディスクその他記録媒体に記録された情報を業務の履行以外の用途に使用してはならない。
- (8) 業務の履行に関し、作成されたデータを複写若しくは複製又は第三者に提供してはならない。
- (9) 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (10) 契約成果物の引渡し前に、当該契約成果物、データ・システムフローチャート・USBメモリ等に火災、盗難等の事故が生じたときは、直ちに書面により発注者に通知し、発注者の指示に従わなければならない。
- (11) 守秘義務違反あるいは事故等により個人情報が流出した場合、そのことによって生じた発注者の損害を、契約額との多寡に関わらず、全額発注者に対して賠償するものとする。
- (12) その他、仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議して定める。

9 委託料の支払

- (1) 本業務の委託料は、業務完了後の一括払とする。
- (2) 本業務にかかる委託料の支払は別表に示す履行分類ごとの単価に履行数量を乗じて計算した額とし、計算方法は次のとおりとする。

ア 消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

次表に示す履行分類ごとの単価に、それぞれ当該履行分類における履行数量を乗じて計算した額を合計した額に、当該合計額の100分の10に相当する額(その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算して計算した額。なお、計算過程における履行分類ごとの合計金額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

イ 消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

次表に示す履行分類ごとの単価に、それぞれ当該履行分類における履行数量を乗じて計算した額を合計した額。なお、計算過程における履行分類ごとの合計金額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

履行分類	発注予定数量
データ分析業務	1式
受診勧奨業務	20,000件
受診勧奨結果報告業務	1式

10 問い合わせ先(発注担当課)

東広島市健康福祉部 医療保健課

電 話 082-420-0936、FAX 082-422-2416